



マイナンバーカード 休日交付を行っています

問 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■ 予約窓口 町民税務課 戸籍係

平日午前8時30分～午後5時

■ 休日交付日 4月28日(日)

■ 交付時間 午前10時～午後3時まで

■ 受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・個人番号カード交付通知書

(ご連絡に同封されたハガキ)

- ・写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑(ゴム印不可)

・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中等で来庁が困難な場合に限られています。詳しくは戸籍係へご相談ください。

証明書コンビニ交付サービスを一時停止します

問 町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

システムメンテナンスのため、下記の日程でサービスを停止いたします。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願い致します。

■ 停止期間 4月17日(水)終日

■ 対象コンビニ

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

■ 対象の証明書

全ての証明書(住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本)

※ご利用には住基カードまたはマイナンバーカードが必要です。

■ 通常の利用時間

土日を含む午前6時30分～午後11時(年末年始およびメンテナンス期間を除く)

全国健康保険協会(協会けんぽ) 千葉支部からのお知らせ

平成31年度保険料率について

協会けんぽは、主に中小企業で働く方やそのご家族が加入されている健康保険で、全国に約3,900万人(千葉支部は約96万人)の加入者がいます。

※保険料率は、加入者の皆さまの医療費などにに基づき、都道府県ごとに設定されます。

■ 健康保険料率の改正 本年3月分(4月納付分)より現状の9・89%から9・81%に引き下げ

■ 介護保険料率(全国一律)の改正 現状の1・57%から1・73%に引き上げ

■ 問合せ 協会けんぽ千葉支部 企画総務グループ ☎ 043-1308-0522

健康診断を受けましょう

協会けんぽでは、加入者のご家族(40～74歳の被扶養者)を対象に特定健診を実施しています。健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものです。健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう。

■ 特定健診とは メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です(主な検査内容は、身体測定・血液検査・尿検査・問診など)。

■ 受診方法 健診実施機関へ予約した上で、受診券と健康保険証を持参して受診(健診実施機関や集団健診の日程は、協会けんぽのホームページをご覧ください)。

■ 自己負担額
・健診機関で受診:1,350円(一部機関は370円)
・集団健診で受診:370円
※消費税の増税などで金額が変わる可能性があります。

■ その他 加入者ご本人(被保険者)には「生活習慣予防健診」を実施しています(案内は勤務先へ送付)。

■ 問合せ 協会けんぽ千葉支部 健診専用ダイヤル ☎ 043-1308-0525



国民年金保険料 産前産後期間の免除制度

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912
千葉年金事務所 ☎ 043・242・6320

4月から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、
出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始ま
ります。

■免除される期間

出産予定日または出産日が属
する月の前月から4カ月間の国
民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出
産予定日または出産日が属する
月の3カ月前から6カ月間の国
民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4カ
月）以上の出産をいいます
（死産、流産、早産をされた
方を含む）。

■対象者

「国民年金第1号被
保険者」で、出産日が平成31
年2月1日以降の方

■申請方法

町民税務課国保年
金係へ申請書を提出してください
（申請書は同窓口にあります）。

■申請に必要なもの

- ・ 申請書は出産予定日の6カ月
前から提出が可能です。
- ・ 母子健康手帳などの出産予定
日または出産日の分かるもの
- ・ 印鑑（認印）



国保・後期短期人間ドック助成制度 定期的に健康チェック！

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

4月から、人間ドックの助成制度が新しくなり、後期高齢者
の方にも助成を開始します。人間ドック助成制度を活用し、定
期的な健康チェックを行いましょよう。

■補助額

人間ドックの検査費
用額の70%（オプション検査
分を含め、5万円を限度）

※オプションには、脳ドックも
含まれます。また、オプション
のみは助成対象外となりま
す。

■利用条件（人間ドック受検時）

- ・ 国民健康保険に加入後、6カ
月以上経過している35歳以上
の方
- ・ 後期高齢者医療制度の方
- ・ 同一年度に当該助成を受けて
いない方
- ・ 納期限の到来している保険
税・保険料を完納している世
帯の方

平成31年9・10月実施予定の
町の健診を受診していない
方、または受診を予定されて
いない方

- ・ 短期人間ドックの検査結果を
町に提出し、町が保存して特
定健康診査および特定保健指
導に利用することに同意され
る方
- ・ 町が保存する短期人間ドック
の検査結果を社会保険診療報
酬支払基金に報告することに
同意される方

■利用方法

人間ドック予約
後、受診日までに町民税務課
国保年金係に申請してくださ
い。

※人間ドック受診後の申請は助
成対象外となります。

■必要なもの

保険証、印鑑、
人間ドックの予約内容が分か
る書類など

■その他

申請方法などの詳細
については、町民税務課国保
年金係にお問い合わせいただ
くか、ホームページをご確認
ください。



国保加入者の訪問指導を 実施しています！

問 町民税務課 国保年金係
☎ 77-3912
保健センター ☎ 77-1891

同一疾病で複数の病院で受診して
いる方などを対象に、家庭訪問によ
る健康相談を行っています。この事
業は、保健センターの保健師が訪問
し、皆さんの健康に関するさまざま
な悩みや心配なこと、日常生活の改
善について相談や助言をさせていた
だくものです。

■相談内容

- ・ 現在の持病や治療の内容について
 - ・ 食事や運動など日常生活の改善方
法について
 - ・ 薬の飲み合わせなどについて
 - ・ 心や身体のことでの悩みや不安に
ついて
- ※訪問につきまして、ご理解とご協
力をお願いいたします。